

「配偶者」の保障内容(15歳～64歳までの配偶者の保障内容と掛金)

① 配偶者基本型加入内容と掛金

| 基本型名 | H |
|---------|--------|
| 年齢区分 | 月払掛金 |
| 15歳～29歳 | 2,250円 |
| 30歳～44歳 | 2,550円 |
| 45歳～54歳 | 2,850円 |
| 55歳～64歳 | 3,250円 |

② 追加型加入内容と掛金

| 16型 | 14型 | 12型 | 10型 | 08型 | 07型 | 06型 | 03型 |
|--------------------------------|--------|--------|--------|--------|------|------|-----|
| 月払掛金(追加型加入の月払掛金額は年齢に関係なく同一です。) | | | | | | | |
| 3,110円 | 2,650円 | 2,190円 | 1,680円 | 1,120円 | 840円 | 560円 | 0円 |

| | | | |
|-------------|---------------------------------|---|------------------------------------|
| 死亡・重度障がい | 病気(含重度障がい) (重度障がいの場合は100万円減) | ●左記の事由で死亡したとき給付 ●病気により重度障がいになったときに給付 | 400万円 |
| | 交通事故 | | 900万円 |
| | 不慮の事故 | | 800万円 |
| 後遺障がい | 交通事故 | ●交通事故で後遺障がいが生じたとき、障がいの程度により給付 | 障がいの程度により 24～900万円 |
| | 不慮の事故 | ●不慮の事故で後遺障がいが生じたとき、障がいの程度により給付 | 障がいの程度により 20～800万円 |
| 入院(日額) | がん | ●がんと診断され入院したとき給付 ●初日から退院まで無制限、1日あたり | 13,000円 |
| | がん以外 | ●がん以外の病気で入院したとき給付 ●初日から365日分限度、1日あたり | 8,000円 |
| | 交通事故 | ●交通事故で入院したとき給付 ●初日から365日分限度、1日あたり | 9,500円 |
| | 不慮の事故 | ●不慮の事故(けが)で入院したとき給付 ●初日から365日分限度、1日あたり | 8,000円 |
| 休業補償給付金(日額) | | ●病気(がん含む)や交通事故、不慮の事故で継続して5日以上自宅療養等をしたとき給付 ●入院・自宅療養通算5日目～365日分限度、1日あたり | |
| 通院(日額) | 交通事故 | ●交通事故で通院したとき給付、1日あたり ●事故日から180日以内で90日分が限度 | 2,750円 |
| | 不慮の事故 | ●不慮の事故で通院したとき給付、1日あたり ●事故日から180日以内で90日分が限度 | 2,000円 |
| 手術 | がん | ●がんで所定の手術を受けたとき給付 | 手術の種類により 5・10・15・25万円 |
| | がん以外 | ●病気や交通事故、不慮の事故で所定の手術を受けたとき給付 | 手術の種類により 5・10・20万円 |
| 先進医療費用給付金 | | ●病気(がん含む)や交通事故、不慮の事故で先進医療を受けたとき、医療費用の内の技術料を給付 | 加入から脱退まで 通算2,000万円限度 |
| 先進医療サポート給付金 | | ●先進医療費用給付金の支払い時に、一時金10万円を給付 | 一時金10万円 |
| がん退院給付金 | | ●がんと診断され20日以上継続して入院した場合の退院時に給付 | 一退院につき 一時金20万円 |
| 長期療養給付金 | | ●180日以上継続して入院したとき給付 | 一共済事故につき 一時金15万円 |
| 超・長期療養給付金 | | ●がん以外で1年6ヵ月の間に、入院・休業補償給付金が365日となる場合給付 | |
| 救護者費用給付金(注) | | ●旅先(海外含む)の事故で要する捜索・救助費用の実費を給付 ●自宅外での傷害による死亡・入院(14日以上)の場合に、親族の現地入り費用・遗体移送費用等を給付 | 実費を 一共済事故につき 500万円限度 |
| ドナー給付金 | | ●骨髄移植または臓器移植のドナーとして手術したとき給付 | 入院給付金(がん以外の病気)日額×(入院日数+4日)+30,000円 |
| 疾病障害見舞金 | | ●発効日または更新日に満66歳未満である共済期間中に「心臓の障がい」「腎臓の障がい」「腎臓内臓器の障がい」「ぼうこうの障がい」となった場合に給付 | 12万円 |

| | | | | | | | |
|------------|------------|------------|------------|----------|----------|---------|--------|
| 1,200万円 | 1,000万円 | 800万円 | 600万円 | 400万円 | 300万円 | 200万円 | |
| 2,400万円 | 2,000万円 | 1,600万円 | 1,200万円 | 800万円 | 600万円 | 400万円 | |
| 2,400万円 | 2,000万円 | 1,600万円 | 1,200万円 | 800万円 | 600万円 | 400万円 | |
| 48～2,400万円 | 40～2,000万円 | 32～1,600万円 | 24～1,200万円 | 16～800万円 | 12～600万円 | 8～400万円 | 追加加入なし |
| 48～2,400万円 | 40～2,000万円 | 32～1,600万円 | 24～1,200万円 | 16～800万円 | 12～600万円 | 8～400万円 | 追加加入なし |
| | | | | | | | |
| 7,000円 | 7,000円 | 7,000円 | 6,000円 | 4,000円 | 3,000円 | 2,000円 | |
| 7,000円 | 7,000円 | 7,000円 | 6,000円 | 4,000円 | 3,000円 | 2,000円 | |

※60歳～64歳の追加型(配偶者)は03型～07型までとなります。

③ がん特約の加入内容と掛金と年齢区分

| がん特約の有無と年齢区分 | | | | | | | |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| がん特約無し | | | | がん特約有り | | | |
| 15歳～29歳 | 30歳～44歳 | 45歳～54歳 | 55歳～64歳 | 15歳～29歳 | 30歳～44歳 | 45歳～54歳 | 55歳～64歳 |
| ア | イ | ウ | エ | サ | シ | ス | セ |
| 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 200円 | 400円 | 900円 | 1,800円 |

がん特約の有無と年齢区分(ア～エ、サ～セ)を選びます。■は掛金。

| | | | | | |
|------------------|--|---|---------------------------|--------|-------|
| がん特約 | がん診断給付金 | ●がんと診断されたとき、入院の有無にかかわらず給付。 <お支払い要件を満たした場合、1年に1回を限度として何回でも> | 一時金200万円 (65歳以上は100万円) | | |
| | 初めてがんと診断確定されたとき | がんが再発・転移したとき | 新たにがんが生じたとき | | |
| | ●けんこう共済アシストにご加入済みの方(契約者本人、配偶者、子ども含む)、またはけんこう共済アシスト新規加入と同時に申し込まれる方がご加入できます。(特約のみの加入は出来ません。) | | | | |
| | ●がん特約加入時には、けんこう共済アシスト基本型および追加型とは別に健康告知が必要です。 ●保障開始日からの待機期間はありません。 ●上皮内がん、白血病も200万円(65歳以上は100万円)をお支払いします。 | | | | |
| 年齢区分 | 月払掛金 | 給付額 | 年齢区分 | 月払掛金 | 給付額 |
| 0歳～29歳 | 200円 | 200万円 | 45歳～54歳 | 900円 | 200万円 |
| 30歳～44歳 | 400円 | | 55歳～64歳 | 1,800円 | |
| ※新規加入できるのは満64歳まで | | | 継続契約のみ65歳～69歳 | 1,400円 | 100万円 |

- 新規加入時または保障額を大きくして継続加入する時は健康告知が必要です。ご加入についての詳細は8～11ページをご覧ください。
- 「給付金をお支払いする場合」「お支払いする給付金」および「給付金をお支払いしない主な場合」については、15～17ページをご覧ください。
- 次年度以降の契約発効日において、年齢区分が変わる場合は掛金が変わります。

(注) 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、給付金が差し引かれます。

「子ども」の保障内容(0歳～24歳までの子どもの保障内容と掛金)

改定

子ども基本型の掛金を30円引き下げ
月額1,310円となりました。
(2022年6月以降の各組合更新月から適用)

① 子ども基本型加入内容と掛金

| 基本型名 | K |
|--------|--------|
| 年齢区分 | 月払掛金 |
| 0歳～24歳 | 1,310円 |

② 追加型加入内容と掛金

| 07型 | 06型 | 03型 |
|------|------|-----|
| 月払掛金 | | |
| 510円 | 340円 | 0円 |

| | | | |
|-------------|---------------------------------|---|------------------------------------|
| 死亡・重度障がい | 病気(含重度障がい) (重度障がいの場合は100万円減) | ●左記の事由で死亡したとき給付 ●病気により重度障がいになったときに給付 | 400万円 |
| | 交通事故 | | 900万円 |
| | 不慮の事故 | | 800万円 |
| 後遺障がい | 交通事故 | ●交通事故で後遺障がいが生じたとき、障がいの程度により給付 | 障がいの程度により 24～900万円 |
| | 不慮の事故 | ●不慮の事故で後遺障がいが生じたとき、障がいの程度により給付 | 障がいの程度により 20～800万円 |
| 入院(日額) | がん | ●がんと診断され入院したとき給付 ●初日から退院まで無制限、1日あたり | 13,000円 |
| | がん以外 | ●がん以外の病気で入院したとき給付 ●初日から365日分限度、1日あたり | 8,000円 |
| | 交通事故 | ●交通事故で入院したとき給付 ●初日から365日分限度、1日あたり | 9,500円 |
| | 不慮の事故 | ●不慮の事故(けが)で入院したとき給付 ●初日から365日分限度、1日あたり | 8,000円 |
| 休業補償給付金(日額) | | ●病気(がん含む)や交通事故、不慮の事故で継続して5日以上自宅療養等をしたとき給付 ●入院・自宅療養通算5日目～365日分限度、1日あたり | |
| 通院(日額) | 交通事故 | ●交通事故で通院したとき給付、1日あたり ●事故日から180日以内で90日分が限度 | 2,750円 |
| | 不慮の事故 | ●不慮の事故で通院したとき給付、1日あたり ●事故日から180日以内で90日分が限度 | 2,000円 |
| 手術 | がん | ●がんで所定の手術を受けたとき給付 | 手術の種類により 5・10・15・25万円 |
| | がん以外 | ●病気や交通事故、不慮の事故で所定の手術を受けたとき給付 | 手術の種類により 5・10・20万円 |
| 先進医療費用給付金 | | ●病気(がん含む)や交通事故、不慮の事故で先進医療を受けたとき、医療費用の内の技術料を給付 | 加入から脱退まで 通算2,000万円限度 |
| 先進医療サポート給付金 | | ●先進医療費用給付金の支払い時に、一時金10万円を給付 | 一時金10万円 |
| がん退院給付金 | | ●がんと診断され20日以上継続して入院した場合の退院時に給付 | 一退院につき 一時金20万円 |
| 長期療養給付金 | | ●180日以上継続して入院したとき給付 | 一共済事故につき 一時金15万円 |
| 超・長期療養給付金 | | ●がん以外で1年6ヵ月の間に、入院・休業補償給付金が365日となる場合給付 | |
| 救護者費用給付金(注) | | ●旅先(海外含む)の事故で要する捜索・救助費用の実費を給付 ●自宅外での傷害による死亡・入院(14日以上)の場合に、親族の現地入り費用・遗体移送費用等を給付 | 実費を 一共済事故につき 500万円限度 |
| ドナー給付金 | | ●骨髄移植または臓器移植のドナーとして手術したとき給付 | 入院給付金(がん以外の病気)日額×(入院日数+4日)+30,000円 |
| 疾病障害見舞金 | | ●発効日または更新日に満66歳未満である共済期間中に「心臓の障がい」「腎臓の障がい」「腎臓内臓器の障がい」「ぼうこうの障がい」となった場合に給付 | 12万円 |

| | | |
|----------|---------|--------|
| 300万円 | 200万円 | |
| 600万円 | 400万円 | |
| 600万円 | 400万円 | |
| 12～600万円 | 8～400万円 | 追加加入なし |
| 12～600万円 | 8～400万円 | 追加加入なし |
| | | |
| | | |
| 3,000円 | 2,000円 | |
| 3,000円 | 2,000円 | |

※子どもの月払掛金額は基本・追加型ともに年齢に関係なく同一です。
※4歳未満の子どもの追加型の加入はできません。(K03型のみ加入できます。)

③ がん特約の加入内容と掛金

| がん特約の有無 | |
|---------|--------|
| がん特約無し | がん特約有り |
| ア | サ |
| 0円 | 200円 |

がん特約の有無(アもしくはサ)を選びます。■は掛金。

| | | | |
|------|---|---|-------------|
| がん特約 | がん診断給付金 | ●がんと診断されたとき、入院の有無にかかわらず給付。 <お支払い要件を満たした場合、1年に1回を限度として何回でも> | 一時金200万円 |
| | 初めてがんと診断確定されたとき | がんが再発・転移したとき | 新たにがんが生じたとき |
| | ●けんこう共済アシストにご加入済みの方(契約者本人、配偶者、子ども含む)、またはけんこう共済アシスト新規加入と同時に申し込まれる方がご加入できます。(特約のみの加入は出来ません。) | | |
| | ●がん特約加入時には、けんこう共済アシスト基本型および追加型とは別に健康告知が必要です。 ●保障開始日からの待機期間はありません。 ●上皮内がん、白血病も200万円をお支払いします。 | | |

| 年齢区分 | 月払掛金 | 給付額 |
|--------|------|-------|
| 0歳～24歳 | 200円 | 200万円 |

- 新規加入時または保障額を大きくして継続加入する時は健康告知が必要です。ご加入についての詳細は8～11ページをご覧ください。
- 「給付金をお支払いする場合」「お支払いする給付金」および「給付金をお支払いしない主な場合」については、15～17ページをご覧ください。

子ども契約終了後の移行制度について(4歳以上は、K06型、K07型の加入をおすすめします。)

けんこう共済アシストの子ども契約は、満24歳での更新契約をもって終了となりますが、終了時に「K06型」または「K07型」に2年以上加入していた場合は、こくみん共済coopの「こくみん共済(総合保障タイプ)」などに健康状態にかかわらず移行することができます。

(注) 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、給付金が差し引かれます。